

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 号

平成 2 6 年 (2014 年) 4 月 1 0 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成25年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(外局等関係)

1 山陽総合事務所地域活性化室

[問題点 行政財産管理について]

行政財産目的外使用申請に基づく使用料の算定に一部誤りや算定根拠が不明瞭のもの、調定処理の不適切なものがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

行政財産目的外使用料の算定にあたっては、今後、関係法令を遵守するとともに算定根拠を明確にしたうえ使用料を算定し、使用料は使用許可の際、徴収することとし、適切な事務処理に努めます。

なお、処理については、追加が必要となった使用料を、申請者にお詫び文書を持参して再請求し、使用料の納付書の未発送分については納付書を発送しました。その後、2月28日付けで追加が必要となった使用料については、納付済みとなっております。